

# 中小企業経営改善支援事業補助金

県では、国の経営改善計画策定支援事業を利用する中小企業者等に対し、計画策定に要する経費の一部を補助します。

## 補助対象者

国が実施する「経営改善計画策定支援事業（405事業）」又は「早期経営改善計画策定支援事業（ポストコロナ事業）」の支払通知を受けた者で、次のいずれかに該当する者

- (1) 県が行う「**コロナ関連融資**※1」を受けた者
- (2) 沖縄振興開発金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行が行う**特別貸付**※1を受けた者

※1 詳細は県ホームページをご確認ください

## 補助率及び上限額

経営改善計画策定に  
要する経費※2

〔 自己負担分の半額補助  
補助上限額：50万円 〕

早期経営改善計画策定に  
要する経費※2

〔 自己負担分の半額補助  
補助上限額：3.75万円 〕

※2 消費税は対象外

## 対象期間

令和5年10月2日から **令和6年2月22日まで**

※予算に達し次第、受付を終了します。

延長しました

## 必要書類

- (1) 中小企業経営改善支援事業補助金交付申請書
- (2) 令和5年10月2日以降に沖縄県中小企業活性化協議会が発行した「計画策定費用支払通知書」の写し
- (3) 金融機関等が発行した、コロナ関連融資又は特別貸付を受けたことが分かる書類の写し  
(返済予定明細、残高証明書等) 等

## 【お問合せ】

沖縄県 商工労働部 中小企業支援課  
TEL:098-866-2343 FAX:098-861-4661  
Email : aa052108@pref.okinawa.lg.jp

県ホームページ  
「沖縄県 中小企業  
経営改善事業」で  
検索ください

